

青少年のための環境浄化に関する条例の一部改正に伴う条例の運用について

岩少 第 331号  
平成19年8月17日  
警察本部長

通達の概要

青少年のための環境浄化に関する条例（昭和54年岩手県条例第35号）が、平成19年3月19日に公布され、同年10月1日に施行されることから、条例の基本及び運用上の留意点、捜査上の留意事項、関係機関との連絡協調等について必要な事項を定めたもの。